

# 愛知県立一宮南高等学校 令和5年度生徒心得

学校が学びの場、成長の場として機能するには、規律が尊重され、生徒・教員・保護者の間にしっかりした信頼関係が築かれていることが必要です。その土台の上に、規律を尊重する態度や、社会生活に必要なマナーを身に付け、社会の一員としての自己表現を促す指導をしていきたいと考えています。

## (1) 欠席・遅刻・早退

ア 生徒は 8:35 までに入室します。10 分前には登校し、落ち着いた気持ちで S T ・授業に臨みましょう。

### イ 欠席・遅刻の連絡

欠席・遅刻をする場合は、当日の始業前 8:10 までに、きずなネットアプリまたは欠席連絡入力ページで保護者が入力・送信してください。HR 担任に直接相談がある場合は、8:10～8:20 に電話対応します。

また、無断欠席・遅刻は指導します。

### ウ 遅刻報告シート

遅刻の生徒（8:35 以降に登校）は、職員室で「遅刻報告シート」を記入し、確認サインを受け取ってから入室します。「遅刻報告シート」は教室で学級担任または教科担任に提出します。

### エ 遅刻指導

遅刻の多い生徒は、回数に応じて下記の指導を行います。

各学期	5 回	…	学年生徒指導部指導・早朝登校 3 日間
各学期	10 回	…	学年主任指導・早朝登校 3 日間
各学期	15 回	…	生徒指導主事指導（保護者召喚）・早朝登校 5 日間

### オ 早退

早退する生徒は、学級担任に許可を得て「早退許可願」を提出し、「早退許可証」を受け取ってから帰宅します。帰宅したら学級担任に到着の連絡をしてください。

なお、病気などで早退する場合は、上記手続きに加え、養護教諭、保健主事の証明印が必要です。

また、無断早退は指導します。

### カ 考査における欠席

考査を欠席する場合は、必ず「考査欠席理由書」（担任より配布）を提出してください。その際、病気などで欠席した場合は「診断書」またはそれに代わるもの（領収書、薬袋）を合わせて提出してください。

### キ 忌引などによる欠席

(7) 親族の死亡などによる忌引日数は、次のとおりで、欠席扱いとはしない。

- ・ 父母の死亡 5 日以内
- ・ 祖父母および兄弟姉妹の死亡 3 日以内
- ・ 伯叔父母の死亡 1 日
- ・ 曾祖父母の死亡 1 日
- ・ 同居人の死亡については、関係者で協議し別途考慮する。
- ・ 父母の年忌 1 日

(4) 次の場合は、公欠又は出席停止とし、欠席扱いとはしない。

- ・ 校長の許可する外部行事への参加
- ・ 校長の承認する入学・入社試験
- ・ 台風その他の災害により出校できない場合
- ・ 「法律に定められた感染症」による欠席

(注) 上記キのいずれの場合も出席できなかった教科、科目については欠課扱いとする。

(2) 服装

服装は質素にして端正を旨とし、一宮南高校生としての品位を損なうことのないよう指導しています。定期的に一斉指導を行うほか、毎日校門でも指導を行います。指導（通年）の多い生徒は、回数に応じて下記の指導を行います。

5回	…	学年生徒指導部指導・身だしなみチェック 3日間
10回	…	学年主任指導・身だしなみチェック 3日間
15回	…	生徒指導主事指導・身だしなみチェック 3日間

指定の制服を着用します。夏季・冬季どちらの制服でも着用できます。気温や体調に合わせて着用してください。

また、制服の購入は直接、指定業者で採寸、注文をして購入してください。指定業者以外での購入は認められません。

ア 詰襟タイプ

(ア) 冬季・・・学校指定の学生服及び白色のカッターシャツ

- ・学生章は左襟に着ける。
- ・本校の校章入りボタンを使用する。
- ・上着、スラックスの一切の加工を認めない。
- ・上着を脱ぐ場合は本校指定のマーク（アイロンプリント）を貼った白色カッターシャツを着用する。

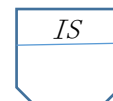
(イ) 夏季・・・白色カッターシャツ及び学校指定のズボン

- ・本校指定のマーク（アイロンプリント）を貼り付けた白色カッターシャツ
- ・スラックスの一切の加工を認めない。
- ・白色カッターシャツの下にTシャツなどを着用する場合は、華美でないものとする。

(ウ) 白色カッターシャツ（夏・冬）

白色カッターシャツは、下記基準の市販のカッターシャツに、本校指定のマーク（アイロンプリント）を左胸ポケットに貼り付けたものとする。

- ・白無地のカッターシャツ（半袖・長袖ともに可、開襟シャツ・ポロシャツは不可）。
- ・左胸にポケット有り（両胸は不可）。
- ・白色のボタン、白色の糸。
- ・裾はスラックスに入れることができる長さ。



左胸のみに

(エ) 靴下、ベルト

- ・華美でないものとする。
- ・裸足は禁止とする。
- ・スラックスには地味なベルトを着用する。

イ ブレザータイプ

(ア) 冬季・・・学校指定のスリーピース型

- ・学年章は左襟に着ける。
- ・ネクタイを着用する。
- ・規定ベストは寒暖・体調に合わせて着用する。ただし、式典や写真撮影時などは必ず着用する。
- ・上着、ベスト、スカート、スラックス、ネクタイの一切の加工を認めない。
- ・スカートは折り曲げない。また、スカート丈は膝の中心を基準とし、それより短くならないようにする。ベルトをスカートの折り曲げなどのために着用していた場合は預かり指導を行う。

(イ) 夏季・・・学校指定のオーバーブラウス及びスカートかスラックス

- ・オーバーブラウス、スカート、スラックスの一切の加工を認めない。
- ・オーバーブラウスの下には華美なTシャツなどを着用しない。

(ウ) 靴下

- ・華美でないものとする。
- ・裸足、ルーズソックスなどは禁止とする。

(3) 防寒具

ア コート

- (ア) 紺・茶・黒・灰・深緑・薄茶・ベージュ・白色の布製無地の防寒具を着用してもよい。ただし、ファーコート・革ジャンパーなどは着用しない。
- (イ) 部活動でチームとして購入したグラウンドコート、ウィンドブレーカー等などは許可する。
- (ウ) コート、グラウンドコート、ウィンドブレーカーなどは制服ではないため、上着を脱いで着用してはいけない。

イ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

手袋・マフラー・ネックウォーマーは、華美なものは避ける。

ウ セーター・カーディガン

- (ア) 天候・体調によって、ブレザーの下にセーター・カーディガンを着用してもよい。ただし、上着からはみ出さないようにする。
- (イ) セーター・カーディガンは、紺・茶・黒・灰・深緑・薄茶・ベージュ・白色の布製無地ものとし、華美なものは避ける。
- (ウ) セーター・カーディガンは制服ではないため、上着を脱いでセーター・カーディガン姿でいる場合は、預かり指導とする。
- (エ) セーター・カーディガンを上着から出して着用していた場合は、身だしなみ指導の対象となる。

エ ひざ掛け・座布団

- (ア) ひざ掛けは、下記の「ひざ掛け使用規定」により、許可する。
- (イ) 座布団は使用を認めている。
- (ウ) 考査中は、ひざ掛け、座布団の使用はできない。

ひざ掛け使用規定

- 1 授業や廊下・特別教室における自習以外には使用しない。
- 2 考査時は使用禁止とする。
- 3 上記以外にも使用マナーに反する場合は、預かり指導を行う。

オ 帽子・耳あて

- (ア) 登下校時のニット帽子や、耳あてなどの着用は許可する。ただし華美でないものとする。
- (イ) 自転車置き場以外の校内での、帽子・耳あての着用は禁止とする。

カ 靴下・ストッキング・タイツ

- (ア) ストッキング、タイツの着用は認めるが、肌色または黒色の無地とする。
- (イ) レッグウォーマーは着用しても良いが、自転車置き場でとる。

(4) 頭髪

頭髪の指導は、学期に1回の一斉指導を含め、随時行っています。再指導の状況によっては、特別指導をおこないます。

ア パーマ、脱色、染色などの加工は認めない。

イ 髪を束ねる場合は、装飾のついていないゴムを使用する。リボンなどの装飾品やシュシュは預かり指導とする。

(5) 通学靴

運動靴または革靴（かかとの低い短靴で、黒色または茶色）とする。ただし、華美なものは避ける。

ア かかとを踏むような履き方をしない。

イ ブーツ（ショートブーツ、ワークブーツを含む）、クロックスなどは禁止とする。

(6) 通学かばん

リュック・スポーツバックなどとする。

(7) 所持品、その他

ア 学校の教育活動に必要なもの以外は（マンガ本、ゲーム機、雑誌、トランプやカードゲームなど）は持参しない。持参した場合は、その場で預かり指導とする。

イ スマートフォン・スマートウォッチなどのモバイル通話及びインターネット接続可能な機器（個人用タブレットを含む）を、教員の許可なく校内で使用することは禁止とする。（業後、指定された場所で学習目的での利用は可能）持参する場合は、電源を切って鞆の中（鞆を開けても見えない箇所）に入れておく。授業などにおける先生からの指示以外での使用は預かり指導とする。

ウ 化粧は一切認めない。

エ 指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ピアスなどの装飾品は学校にして来ない。身につけていた場合、預かり指導とする。

(8) 自転車通学

ア 登録

(ア) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願」（付表 3）をステッカー代（150 円）とともに担任に提出する。

(イ) 登録ステッカーは自転車の後輪反射鏡付近に貼っておく。

(ウ) 自転車を換えた場合には、再度、許可願（地図必要なし）・ステッカー代（100 円）を提出する。

イ 許可条件

(ア) 登録ステッカーの貼ってある自転車である。

(イ) ブレーキ・ライト・ベル等などのある自転車である。

(ウ) 確実に整備された自転車である。

(エ) 防犯登録のされた自転車である。

(オ) 自転車保険に加入している。もしくは保護者の自動車保険の特約などで損害賠償が担保されている。

(カ) 指定された自転車置き場に駐輪する。

(キ) 自転車は必ず施錠して管理する。

(ク) 雨天時には必ず雨カップを着用する。

(ケ) 交通ルールを遵守する。

・車道通行時は左側を通行し、スピードを出し過ぎない

・自転車通行可の歩道では、危険があれば歩道を通行できるが、その際は歩行者優先で車道寄りを徐行する

・信号を遵守する

・信号のない交差点では一時停止、安全確認をする

・並列走行の禁止

・二人乗りの禁止

・ながら運転の禁止（傘差し、スマートフォン・イヤホンの使用）

・日没時の無灯火運転の禁止

## (9) 特別指導

次に挙げる問題行動は特別指導とします。

教師に対する指導拒否・指導無視・暴言、暴力行為、不正行為、飲酒・喫煙・無断免許取得など「四ない運動」違反、無断アルバイト、万引き、窃盗、恐喝、家出、不良交友、深夜徘徊、不純異性交遊、薬物乱用、その他法律及び生徒心得に反する行為、怠業、情報モラル違反、不良行為

### ア 教師に対する指導拒否・指導無視・暴言・暴力行為

高校は義務教育と異なり、高校教育を積極的に受けようとする意欲と態度をもつ生徒だけが学ぶ場です。教師の指導を受ける姿勢が見受けられない生徒に対しては厳しく指導します。

### イ 不正行為

スマートフォン・スマートウォッチなどの通信機器や考査に関係ある紙切れ等などの持ち込み、机上などの落書きは不正行為と見なし、当該科目を0点とし、加えて特別指導とします。

### ウ 無断免許取得等など「四ない運動」違反

本校は「乗らない」「取らない」「買わない」「乗せてもらわない」という四ない運動を推進しています。原付、二輪の免許取得は一切禁止しています。

3年生の自動車免許取得において、就職内定者に限り、「自動車学校入校許可願」を生徒指導部に提出することにより、第2学期期末考査以降の入校を認めることがあります。ただし、免許の取得は原則として卒業式以降となります。

### エ 無断アルバイト

アルバイトは原則禁止です。アルバイトには長所も短所もありますが、学業に専念することが第一の義務である生徒にとっては、得るものより失うものの方が多いからです。ただし、家庭が経済的に困っている場合、保護者同伴で面接を行い、許可する場合があります。

### オ 怠業

正当な理由なく学校を欠席、遅刻、早退することは認めていません。もし体調不良などで欠席、遅刻する場合は保護者を通じてきずなメールか電話で連絡をしてください。

## (10) 諸届

### ア 旅行届・学割交付願

「学生割引証」を必要とする場合には、「旅行届」と「学生割引証交付願」を学校に提出します。

### イ 異装届

特別な事情で本校指定以外の服装などをする場合は、「異装届」を学校に提出します。

### ウ 交通事故発生報告書・変質者等による被害届

登下校時に交通事故にあったり、不審者に会って被害を受けたりした場合は、届を学校に提出します。

## (11) 自家用車での送迎

### ア 自家用車による送迎は極力御遠慮ください。

### イ 送迎のための校内への乗り入れは、事故防止のため御遠慮ください。ただし、怪我や病気で歩行困難な場合は、校内の駐車場を御利用ください。

### ウ 学校の正門付近（道路交通法違反）、正門南の私有地（無断駐車）、学校の東側道路（生活道路のため迷惑行為）、青木川沿いの道路（無余地駐車違反）での乗降は御遠慮ください。

### エ 学校周辺道路での1分以上の駐車車は御遠慮ください。迎いは、お子様が上記以外の場所で待つ形をお願いします。

## (12) 校則の見直しの手続き

### ア 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。

### イ 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校務主任会、学校評議員会でその内容を議論する。

ウ 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や校務主任会、学校評議員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

(13) スマホ・インターネット利用ガイドライン

## 愛知県立一宮南高等学校

# スマホ・インターネット利用ガイドライン

### 1. 使用する時間・場所・目的を考える

ただだらと無制限にスマホを見ていると、失うものがたくさんあります。寝る時間（夜10時から朝6時）は使用しない、食事中・入浴中・トイレ利用時や家族・友達とのコミュニケーションの場では使用しない、勉強中は学習に関わる動画やサイトなどを見る場合に限定するなど、自分でルールを決めて、メリハリをもった使い方をしましょう。

なお、一宮南高校は、校内では電源を切ってカバンの中へ入れておくことが原則です。授業などで使う場合は先生から指示があります。

### 2. すべての言動には責任が伴う

SNSなどで発言したり、写真などを投稿する場合、誰かを傷つけたり、誰かの権利を侵害することは許されません。いたずらや嫌がらせなど、安易な考えで発言や投稿をしてはいけません。また、個人を特定できる情報は載せないようにしましょう。自分のものだけでなく、友人や周りの人の名前や学校名がわかる記述や、顔や制服、住んでいる場所などがわかる写真は投稿しないようにしましょう。

また、自転車運転中の「ながらスマホ」は道路交通法違反となり、検挙されます。もし事故を起こした場合、多額の損害賠償金が発生します。イヤホンで音楽を大音量で聴くことも禁止されています。

### 3. 便利なものだからこそ使いこなす

スマホ1つでいろんなことができます。便利なものだからこそ、正しく向き合って使いこなしていく必要があります。YouTubeで講義動画を見たり、学習アプリで復習したり、本番と同じ時間で過去問を解くためにタイマーを利用したり、学習時間などの記録をアプリで残したり、さまざまな場面で活用できます。依存するのではなく、賢く活用しましょう。

高校生は第1に学習です。学習に悪影響が出るような使い方は避けなければいけません。視力の低下や睡眠不足・睡眠障害、学力低下など、節度を持った使い方をしないと取り返しのつかない状況になってしまいます。

### 4. 困ったらすぐに相談する

トラブルや犯罪に巻き込まれたり、なにか問題が発生したときは、すぐに保護者や先生、警察などに相談しましょう。また、そういったことに巻き込まれないために、各通信会社のフィルタリング機能を利用したり、保護者の方と使用上の約束事を決めるなど、対処できるようにしておくといいでしょう。

## 校則の見直しの手続き

- 1 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、正副室長会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校務主任会または職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や校務主任会または職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。